教職課程に関するSD研修会

2020/9/24

龍谷大学社会学部教務課　小野 勝士

Ⅰ．教員免許制度の概要

１．教職課程事務の位置づけ

・学位プログラムを扱う教務事務の１つ

・教育実習・介護等体験という資格課程特有の業務がある。

２．教職課程事務が難しい理由

（1）関係法令等に関する知識が必要

・免許法

・免許法施行令

・免許法施行規則

・介護等体験特例法

・介護等体験特例法施行規則

・認定こども園法

・免許状更新講習規則

・認定基準

・課程認定審査の確認事項

・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

・解釈事例

・通知・通達文

（2）学内に聞くことができる人が少ない

（3）複数の部局または担当者で事務を分掌している

①課程認定申請

②変更届（教職課程の認定後の教育課程をはじめとする変更の届出）

③教育実習・介護等体験の実習事務

④履修指導

⑤卒業・修了年次生の教員免許状の一括申請事務

⑥免許状更新講習に関わる事務

⑦学力に関する証明書の作成

３．教職課程の設置の流れ

▼免許法別表第１《抜粋》

第　一　欄		第　二　欄	第　三　欄	
所要資格 免許状の種類		基　礎　資　格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	７５	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５１	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	

備考《抜粋》

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第 16 条の 3 第 4 項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　《略》

▼教育職員免許法施行令

教育職員免許法第 16 条の 3 第 4 項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

▼初等中等教育分科会運営規則

（部会）

第２条　分科会に、次に掲げる事項を分担させるため、部会を置くことができる。

一　初等中等教育の教育課程に関する重要事項

二　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免

許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定に基づき中央教育審議会（以下「審議会」という。）の権限に属させられた事項

三　前各号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

（部会の議決）

第 4 条　次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

一　理科教育振興法（昭和 28 年法律第 186 号）第 9 条第 1 項、産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）及び教育職員免許法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

○第 2 条第 2 号に定める事項を審議するのが「教員養成部会」。所掌事務は次の 2 つ。

・教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。

・免許法の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

○第 4 条第 1 号に課程認定の審査が教員養成部会の議決で決定できる旨が規定されている。

▼教職課程認定審査運営内規 1（3）

（3）部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会からの審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

教員養成部会は課程認定審査にあたって、部会に設置する課程認定委員会に付託している。

免許法別表第 1 備考第 5 号イ、初等中等教育分科会運営規則、教職課程認定審査運営内規の規定を図にまとめると次のとおりになる。

○教職課程認定の流れ

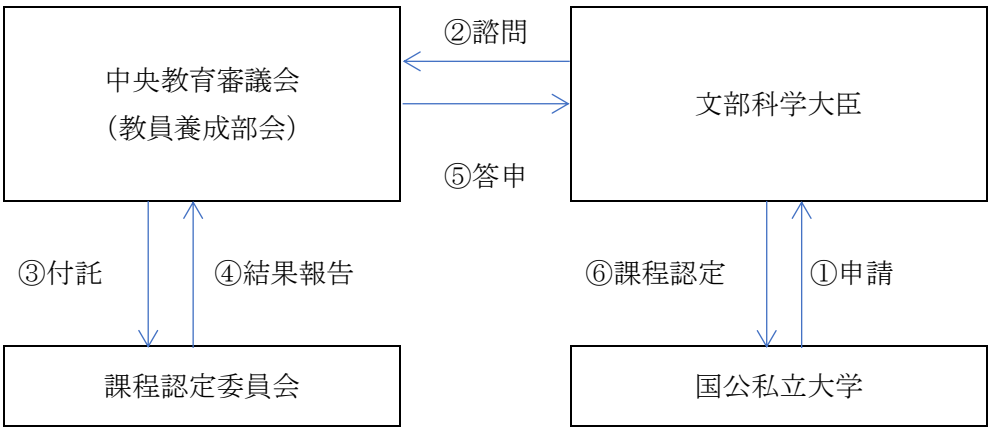

４．学科等の目的・性格と免許状との相当関係

▼教職課程認定基準

2　教育上の基本組織 （1）教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

▼教職課程認定基準２（3）

（3）教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 　学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

学科以外に専攻、課程という名で定員が付されていることがある。それら定員の付された最小単位の組織をまとめての表現を「学科等」とよぶことになっている。

学科等の目的・性格と免許状の種類の相当関係を判定するにあたって、全体の中で申請する課程（学校種・教科等）と関係する学科等の開設科目がどのくらいの重なりあいがあれば相当関係があるといえるのかについて、明確な単位数は示されていない。

教科に関する専門的事項については、申請する学科の学位取得に当たっての学位プログラムの一部として開設されるものであり、当該学位プログラムの習得によりの教科の専門性を修得することが求められることとなる。

つまり、教科に関する科目が卒業要件外科目として位置づけられている場合は、指摘を受けることになる。

以下は、過去の教職課程認定大学実地視察における指摘事項の一例である。

○「教科に関する科目」は、教職課程の一部であると同時に、学科等における学位を取得するための専門科目の一部であり、教職を志す学生は、「教科に関する科目」と学位を取得するための専門科目を取得することによって、教科に関する専門性を高めていくことが期待されている。一部の学科等においては、「教科に関する科目」が、「教職等資格関連科目」として学位プログラムの外に位置付けられているが、速やかに是正すること。なお、教職課程の教育課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

○「教科に関する科目」が、「関連専門科目」として学位プログラムの外に位置付けられているように見受けられることから、確認の上、速やかに是正すること。なお、教職課程の編成に当たっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

○人間社会科学科の幼稚園及び小学校の教職課程の「教科に関する科目」について、全ての授業科目が専門科目外の自由選択科目として位置付けられている状況が確認された。幼稚園及び小学校の教職課程を有する学科等においては、「教科に関する科目」を学位プログラムにおける専門科目に位置付け、学生に体系的に学修させることが必要であるため、速やかに是正すること。

○「教科に関する科目」が、「自由科目」として学位プログラムの外に位置付けられているように見受けられることから、確認の上、速やかに是正すること。なお、教職課程の編成にあたっては、学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」の関連性に配慮しながら、体系的に編成を行うように努めていただきたい。

Ⅱ．課程認定申請書類作成にあたって

１．申請に必要な書類【手引き 11 頁】

①チェックリスト

申請書の提出時に各種遵守事項が守られているかどうかのチェックリスト。書類作成過程においても参照しながら作っていく。

②様式第１号（申請書）

提出鏡であるので特段作業時間のかかる書類ではない。

③様式第２号（認定を受けようとする大学の課程の概要）

免許課程が確定すればすぐに作成できるので特段作業時間のかかる書類ではない。

④様式第２号（認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織）

審査の中心となる書類の １ つ。開設科目の妥当性、専任教員数が足りているかを確認される。

⑤シラバス

審査の中心となる書類の１つ。精緻な記述が求められる。

⑥様式第３号（研究科・専攻等別　教員組織に関する書類）

教員名簿。教員が確定すればすぐに作成できるので特段作業時間のかかる書類ではない。

⑦様式第４号（教員個人に関する書類　履歴書／教育研究業績書／教員就任承諾書）

審査の中心となる書類の １ つ。各教員の押印が必要な書類であり、取りまとめに一番時間を要する書類。そのため申請対象の教員（専任・兼担・兼任問わず）及び担当授業科目を早期に確定する必要がある。

⑧様式第 6 号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

施設担当部局及び図書館に作成を依頼。

⑨様式第７号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）

審査の中心となる書類の １ つ。教職課程を設置する意義が明確にわかるように記載する必要がある。

⑩様式第７号イ（教育課程の運営に関する組織及び取組）

学内の教職課程を統括する組織と各研究科専攻との関係を示す書類。以前の申請時に使用した書類をリライトして作成。特段作業時間のかかる書類ではない。

⑪学則・履修規程等

免許課程との相当関係を確認するための書類で様式第 7 号アの記述の資料的な位置づけになる。

２．申請のスケジュール【手引き４頁】

【2020 年】

～12 月：令和３年度開設用手引きの様式に基づき書類を作成

12 月：事務担当者説明会・手引きの公表

〇様式・基準の変更がないかを確認

〇翌月から始まる事前相談にあたっては次の３つの書類が必要となる。

①様式第２号（概要、教育課程及び教員組織）

②様式第７号ア

③学則（履修規程等、認定を受けようとする教職課程の開設科目と履修方法がわかるもの）

事前相談日の 1 週間前までにメール添付で送ることになっている。そのため、事前相談の資料提出までには上記①～③の書類はほぼ完成に近い形にしておく必要がある。

〇どのタイミングで事前相談に行くのかを決めて、そこから逆算して書類の作成期日を決める。

【2021 年】

〇事前相談　→　１月２週目から３月１週目

〇申請（申請書提出）　→　３月２週目・３週目

〇事務局による指摘　→　４月から６月末頃

〇諮問　→　７月上旬頃（教員養成部会）

〇課程認定委員会による指摘　→　諮問以降８月下旬頃まで

〇答申　→　11 月頃（教員養成部会）

〇認定・認定書発送　→　12 月頃

３．開設科目

（１）最低修得単位数

大学院の課程においては**２４単位**の教科及び教職に関する科目の修得が必要。ただし、学生の履修の選択幅のことを考えると 30 単位以上の開設は必要となる。

▼免許法（新法）別表第１

第　一　欄		第　二　欄	第　三　欄	
所要資格 / 免許状の種類		基　礎　資　格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	７５	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５１	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３１	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３７	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３５	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	５９	

備考

七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。

幼稚園：75－51=24、小・中・高：83－59=24

法令上はどこにも 24 単位という記述はなく、上記備考第 7 号から導かれる結果 24 単位必要となる。

（２）注意すべきポイント

①科目全般

論文執筆や研究指導を目的とする、いわゆるゼミ形式の授業科目は教科及び教職に関する科目として申請できない。

☆手引き 216 頁（No.85 の前に追加〈手引き公表後の修正〉）

Q　論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。

A　卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とする、いわゆるゼミ形式の科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。

大学院の科目を演習科目中心に構成していると 24 単位の開設が難しくなる。

②教科に関する専門的事項に関する科目

☆2009 年度全私教協教員免許事務研修会質問表（No.12）

Q　専修免許状の課程における教科に関する科目の設定について

一種免許状の課程の場合は、各科目区分において一般的包括的内容を含む科目を含めて全区分において科目を開設することになっていますが、専修免許状についてはそのような定めはありません。専修免許状の課程での開設科目は特定の科目区分に偏ったり、一般的包括的内容を含む科目の開設は必要がないと解してよいのでしょうか。

A　貴見のとおり。

ただし、一種免許状において「教科に関する科目」として位置づけられない科目を専修免許状の「教科に関する科目」と位置づけることは当然できません。

上記の Q&A をまとめると、大学院の課程における教科に関する専門的事項に関する科目の開設にあたっては次のとおりとなる。

①一般的包括的内容を含む科目の開設は必要ない。

②一種免のように全科目区分に対応する授業科目の開設の必要はない。理科の課程でいえば化学のみの科目開設だけでも問題はない。

③科目区分に該当しない科目、地理歴史の例でいえば、「日本史」「外国史」「人文地理学及び自然地理学」「地誌」に該当しない授業科目の設定はできない。

４．教員組織

（１）専任教員の考え方の原則

○　専修免許状（大学院）の課程と一種免許状（学部）の課程の専任教員は原則として両方で専任教員としてカウントできない。ただし、大学院と学部の教職課程の免許状の種類が同一である場合、それぞれの教職課程の専任教員として取り扱うことができる。つまり、様式第２号（概要）記載の「基礎となる学部学科及び免許状の種類」と「認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）」が同一であれば、大学院と学部の両方の課程でそれぞれ専任教員カウントができる。**【認定基準５－８（４）】**

○　大学院の課程と学部の課程の両方で専任教員カウントができない場合として次の４つのケースがある。**【認定基準５－８（５）（６）】**

①学部と大学院で教育研究分野が異なる場合
②大学院の教育研究分野が学部より広い場合
③独立研究科
④学部と大学院で異なる免許状の種類を設置する場合

（２）必要専任教員数【認定基準５－１～４】

開設科目 学校種	領域／教科に関する専門的事項に関する科目のみ開設	領域／教科に関する専門的事項に関する科目、旧教職に関する科目（※1）の両方を開設	旧教職に関する科目のみ開設
幼稚園	3	3	3（※2）参照
小学校	4	4	3（※2）参照
中学校	※3 参照	※3 参照	2（※2）参照
高等学校	※3 参照	※3 参照	2（※2）参照

（※1）旧教職に関する科目：幼稚園：「保育内容の指導法」／小中高：「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

（※2）幼・小：当該課程を有する学科等の入学定員 50 人までの場合は 3 人以上、入学定員が 50 人を超える場合は、入学定員 50 人を超えるごとに、1 人ずつ増員しなければならない。中・高：定員が 800 名までの場合は 2 名。

（※3）

必要専任教員数	教科
2	職業指導
3	国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、英語、宗教
4	社会、理科、技術、家庭、職業、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉

英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に 3 人以上

５．様式第２号（認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織）の記載例

様式第２号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織

認定を受けようとする研究科・専攻等	○○研究科	○○専攻	入学定員 ○○	１．免許状取得に必要な最低修得単位数 ・大学が独自に設定する科目　２４単位	２．学　位 修士（○○○○）	３．学位又は学科の分野 ○○○○

認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					専任教員				備考
	科目区分			授業科目	単位数 必修	単位数 選択	共通開設 学校種等	共通開設 学科等	教授	准教授	講師	助教	
高専免（公民）	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	憲法研究Ａ		2							選択科目から２４単位選択必修
				憲法研究Ｂ		2							
				民法研究Ａ		2							
				民法研究Ｂ		2							
				民法研究Ｃ		2							
				民法研究Ｄ		2							
				民法研究Ｅ		2							
				民法研究Ｆ		2							
				刑法研究Ａ		2							
				刑法研究Ｂ		2							
				商法研究Ａ		2							
				商法研究Ｂ		2							
				民事訴訟法研究Ａ		2							
				民事訴訟法研究Ｂ		2							
				刑事訴訟法研究Ａ		2							
				刑事訴訟法研究Ｂ		2							
				行政法研究Ａ		2							
				行政法研究Ｂ		2							
				労働法研究Ａ		2							
				労働法研究Ｂ		2							
				国際法研究Ａ		2							
				国際法研究Ｂ		2							
			・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	公民科指導法特講Ａ		2							
				公民科指導法特講Ｂ		2							
		教育の基礎的理解に関する科目		特別支援教育特論		2							
				発達心理学特論		2							
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		道徳特論		2							
				教育相談研究		2							
				生徒指導特論		2							
		教育実践に関する科目											

●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）	２４単位	●専任教員数（合計）　○人
	・教員の免許状取得のための選択科目	４４単位	●必要専任教員数　３人

６．シラバスの執筆依頼及び注意点

<table>
<tr><td>授業科目名：
刑事訴訟法研究Ⅰ</td><td>教員の免許状取得のための
選択科目</td><td>単位数：
２単位</td><td>担当教員名：○○　○○
担当形態：単独</td></tr>
<tr><td>科　目</td><td colspan="3">教科及び教科の指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td>施行規則に定める
科目区分又は事項等</td><td colspan="3">教科に関する専門的事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業のテーマ及び到達目標
刑事訴訟法判例研究をテーマとし、取り上げる判例をもとに刑事手続上の問題点を抽出・分析し、その解決に必要な法解釈ができるようになることを到達目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業の概要
捜査手続における判例をもとに、刑事訴訟法に関する理解を深める。
具体的には毎回受講者による発表・考察の後、受講者全員による検討を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="4">授業計画
第１回：オリエンテーション（捜査の諸原則、任意処分と強制処分）
第２回：任意捜査（1）職務質問（所持品検査）－米子銀行強盗事件
第３回：任意捜査（2）職務質問（自動車検問）
第４回：任意捜査（3）宿泊を伴う取調べ―高輪グリーン・マンション殺人事件
第５回：任意捜査（4）写真・ビデオ撮影―パチンコ店ビデオ撮影事件
第６回：任意捜査（5）おとり捜査
第７回：強制捜査（1）現行犯逮捕
第８回：強制捜査（2）準現行犯逮捕
第９回：強制捜査（3）別件逮捕・勾留と余罪取調べ
第１０回：強制捜査（4）報道機関に対する捜索・差押え
第１１回：強制捜査（5）強制採尿
第１２回：強制捜査（6）GPS 捜査
第１３回：被疑者の権利（1）任意同行中の弁護人との面会
第１４回：被疑者の権利（2）接見指定の内容
第１５回：被疑者の権利（3）起訴後の余罪捜査と接見指定</td></tr>
<tr><td colspan="4">テキスト
刑事訴訟法判例百選　第 10 版（有斐閣）</td></tr>
<tr><td colspan="4">参考書・参考資料等
刑事訴訟法基本講義（福島至著、新世社）</td></tr>
<tr><td colspan="4">学生に対する評価
平常点（100%）報告および議論への参加の程度など</td></tr>
</table>

７．履歴書・教育研究業績書執筆依頼及び注意点

様式第４号（教員個人に関する書類）

教育研究業績書

令和４年３月〇〇日

氏名　　〇 川 〇 夫　　印

認定を受けようとする課程における担当授業科目			
教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
		・道徳特論（単独） ・生徒指導特論（単独）	

教育上の能力に関する事項		
事項	年　月	概要
1　教育方法の実践例	平成25年4月～	授業において配布する資料を事前に WEB 上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。 また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。
2　作成した教科書・教材	平成25年4月～	生徒指導特論の授業において、〇〇に関する事項を取りまとめた教材を作成し、授業において活用している。
3　教育上の能力に関する大学等の評価	平成28年3月	〇〇大学より、平成28年度優秀教員表彰を受賞した。
4　実務の経験を有する者についての特記事項	平成26年10 月	〇〇高等学校3年生を対象とした大学講義体験授業（心理学）の講師を務めた。
5　その他		特記事項なし

職務上の実績に関する事項		
事項	年　月	概要
1　資格，免許	平成〇年〇月 平成〇年〇月	小学校教諭一種免許状（免許状番号：昭〇小一普第 00 号） 〇〇心理士（登録番号：0000）
2　学校現場等での実務経験	10年	〇〇小学校 教諭（平成〇年4月～△年3月） △△小学校 教諭（教務主任）（平成□年4月～◇年3月）
3　実務の経験を有する者についての特記事項	平成〇年〇月	〇〇市教育委員会主催の〇〇研修会の研修講師を務めた。

4　その他			平成○年○月	△△小学校における道徳指導に関する年次指導計画表を策定した		
担当授業科目に関する研究業績等						
担当授業科目	著書、学術論文等の名称	単著共著	発行年月	出版社又は発行雑誌等の名称	執筆ページ数(総ページ数)	概　要 （共著の場合は全員の著者名を記載） （共著及び執筆ページ数が抽出できない場合は執筆箇所を詳述）
道徳特論 （単独）	（著書） 1．○○○○	単	平成25年3月	○○○	240	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
	（学術論文等） 1．△△△△	共	平成29年7月	△△△	10 （16）	△△△△△△△△△△△△。 （執筆担当部分：△△について） 著者：○川○夫、△山△成
	（教育実践記録等） 1．□□□□	単	平成30年1月	□□□	40 （50）	□□□□□□□□□□□□□□□□。
生徒指導特論 （単独）	（著書） 1．○○○○	単	平成25年3月	○○○	240	（再掲のため、略）
	（その他） 1．◇◇◇◇	共	令和2年2月	◇◇◇	（抽出不可） （30）	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇。 （執筆担当部分：△△について） 著者：○川○夫、△山△成

■教員審査の基本的な考え方

平成 29 年 8 月 18 日 教職課程再課程認定等に関する説明会 配布資料

教員審査 ― 基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められず、実務家教員についても実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要。

◆教職課程認定基準３（3）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

◆教職課程認定審査の確認事項３（2）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

◆教育又は研究上の業績及び実績の考え方　（平成 23 年課程認定委員会決定）

１．基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

２．教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○ 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

■業績の数について

手引き 217 頁 Q&A（No.95）

Q　活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。

A　業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。

手引き 217 頁 Q&A（No.96）

Q　活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。

A　論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。

Ⅲ．教職課程を担当する事務職員としての心がまえ

■教職課程の分野においても質保証が強く求められるようになっているということを意識
「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」において提言された「教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み」の実施に向けた取り組み

報告書 16 頁

下記の点を通じ，全学的に教職課程の実施に責任を果たし，自主的な改善の取組が行われる体制を確保する。 ○全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とする。 ○教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とする。 ○大学間で教職課程を共同で設置する場合には，課程認定委員会による実地視察を定期的に実施するなど，実地視察をより計画的に活用する。 ○教職課程に関する情報の公表の対象として，学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを加える。 ○教職課程を担当する教職員に対する研修の実施を促進する。

１．全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでにも中央教育審議会答申等において，全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し，教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整，教育実習の適切な実施，教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており，実際に，教職課程を設置する多くの大学では，教職課程センターや，教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように，学内の複数の学科等間の複数の教職課程において，授業科目を共通に開設することや，専任教員を共通化することのできる範囲を拡大する場合には，学科等の間における教職課程のカリキュラムや担当教員についての調整，他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など，全学的に教職課程を実施する組織体制が整えられていることが，これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ，教職課程を設置する大学が，全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべきである。この全学的な組織体制は，教職課程の体系性や適切性を担保するために，教職課程の企画，実施，評価，改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を果たすことが考えられる。特に，以下の２から５までに示す教職課程の自己点検・評価，外部専門家によるレビュー，情報の公表及び教職員に対する研

修等を含め，教職課程を継続的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては，全学的な組織体制に期待される役割・機能について，既に取り組まれている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し，その充実を促進していくべきである。

２．教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は，大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり，実際に多くの大学では，学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや，全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ，教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし，評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０９条第１項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど，柔軟な取組が可能となるように留意すべきである。

また，自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう，文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

３．外部専門家による検証

教職課程認定を受けた後の外部専門家による教職課程の検証の機会としては，中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会（以下「課程認定委員会」という。）が教職課程認定大学実地視察規程（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）に基づいて実施する教職課程認定大学実地視察（以下「実地視察」という。）がある。実地視察においては，大学が必要な法令等の基準を満たし，適切な教職課程の水準にあるかどうかについて確認が行われている。

《中略》

また，大学団体による取組として，一般財団法人教員養成評価機構や公益財団法人大学基準協会，一般社団法人全国私立大学教職課程協会が，教職課程を対象とした第三者評価について研究，試行を行っている。文部科学省においては，こうした取組を支援・促進していくことが望まれる。また，例えば，教職課程を対象とする第三者評価を受けていない大学を中心に実地視察を行うなど，実地視察と大学団体による第三者評価を効果的に組み合わせて実施することも考えられる。

４．教員養成の状況に関する情報の公表

大学は，教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から，教員養成の状況に関する以下の情報について，刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第２２条の６）。

・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
・教員の養成に係る組織及び教員の数，各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
・教員の養成に係る授業科目，授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
・卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
・卒業者の教員への就職の状況に関すること
・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの事項に加えて，三１（２）に示したように，教職専門科目について，教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み，学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに公表の対象に加えることが適当である。

大学においては，全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり，大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに，自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては，前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制，自己点検・評価に関するもの）の中で，情報の公表について位置付けることを通じて，各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

５．教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施が義務付けられており（大学設置基準第２５条の３），教職課程について取り上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては，教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに，学校現場における課題に対する指導力を身に付けるため，特に全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求められる。

文部科学省においては，前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制，自己点検・評価に関するもの）において教員に対する研修を位置付けることを通じて，取組の充実を促していくことが適当である。また，教職課程を適正に運営していくためには，大学の職員が教職課程に関する法令を理解するとともに，教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていくことが必要であり，文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行うなど，研修機会の充実を支援していくことが求められる。